

第5回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年1月18日開催(報告日:2021年1月19日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム

共同代表 益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、運営委員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。コロナ禍のなか、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOMの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。

《次回勉強会のアナウンスメント》

第6回:2021年度税制改正を読み解く

報告者 岡田俊明(税理士/TC フォーラム運営委員)

(2021年3月25日午後3:00~Zoomによるオンライン会議)

【資料】3月初旬にHPにアップします。

第5回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

第5回 TC フォーラム政策勉強会(オンライン)は、次のようなテーマで、2021年1月18日(月)午後3時から5時まで、開催されました。

第5回:銀行調査のオンライン化と納税者の権利

~アメリカでは、反面調査手続改革で、手続への納税者本人参加を実現

報告者 石村耕治(TC フォーラム共同代表)

(2021年1月18日午後3:00~Zoomによるオンライン会議)

【資料】「TC フォーラム研究報告」2021年第1号 TC フォーラム HP からネット入手可能。<http://tc-forum.net/>

第5回政策勉強会は、石村耕治共同代表による「銀行調査のオンライン化と納税者の権利」でした。今回は、IT 企業とタイアップした課税庁による銀行その他の金融機関に対する金融取引情報の調査・照会 (TPC=third party contacts) のデジタル化/オンライン化/自動化(以下「オンライン化」)の動きについての報告でした。

コロナ禍のさなか、NTT データ(株式会社 NTT)は、国税庁(対象:東京国税局、仙台国税局、神奈川県管内、福島県管内税務署)との間で、銀行(協力:東邦銀行、横浜銀行、福島銀行、ゆうちょ銀行)に置かれた納税者の預貯金口座など金融取引情報の照会/回答業務のオンライン化の実証実験を実施しました。期間は、昨年(2020年)10月から12月末まででした。

この実証実験では、NTT データの「pipitLINQ/ピピットリンク」という商品名の「銀行調査・取引照会専用のデジタルプラットフォーム」が使われました。

これまで銀行調査・取引照会は、リアル(現実空間)、文書ベースで実施されてきました。リアルのプラットフォームとしては、郵便局(日本郵政株)が使われてきました。しかし、今後は、オンラインの銀行調査・取引照会が主流になる方向です。これは、この分野でのプラットフォームビジネスの主役が、“郵便局から NTT データに取って代わる”ことを意味します。

この実証実験は、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)に盛り込まれた「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」を基づく行政手続のオンライン化計画の一環で実施されました。

ちなみに、実証実験に協力する金融機関である東邦銀行、横浜銀行、福島銀行は、すでに、NTT データの pipitLINQ/ピピットリンク(デジタルプラットフォーム)を使って、税務署との間で銀行調査・取引照会を本格稼働させています。ゆうちょ銀行については、2022年1月以降の本格稼働を検討しています。

NTT データは、2021年度末までに120の金融機関と300自治体への銀行調査・取引調査のオンライン化の導入を目指しています。また、この実証実験の結果を踏まえ、NTT データは、国税庁の2021年度以降の本格稼働に向けて支援し、さらには、全国の行政機関と金融機関へ参画を呼びかけていくとのことでした。

ちなみに、銀行調査・取引調査のオンライン化のプラットフォーム事業を手がけている事業者は、NTT データのほかに、日本 ATM(株)があります。こうした民間のプラットフォーム事業者が、どのように競業していくのかは、現時点では不透明です。

今回の実証実験では、税務署が国税通則法に定める税務調査権に基づき、これまで文書で銀行に照会を求めてきた顧客の口座情報回答手続をオンライン化するのが狙いとされました。つまり、「文書の郵送からデータのオンライン送達に転換するだけ」のように PR されました。このため、顧客の口座情報の法的所在とか、金融プライバシーの保護とか、納税者の重大な権利利益問題がまったく議論の対象から外されていま

す。調査対象となった銀行口座の保有者である納税者本人のプライバシー、とりわけ「金融プライバシーの自己コントロール権」が、まったく枠外におかれたまま、実証実験が行われました。これは、納税者の権利利益の保護の観点からは、非常に由々しい問題です。今回のオンライン実験は、納税者を参加させるデジタルプラットフォームづくりのグッドチャンスなはずだったからです。

課税庁(国税庁・国税局・税務署・自治体の税務部署)による納税者が金融取引をしている銀行に対する調査は「反面調査」と呼ばれます。反面調査は、①臨場の形(この場合には「金融機関の預貯金等の調査票」の提示があります。)のほか、②文書照会の形でも実施されています。今回の実証実験の対象は、②文書照会の形のものをオンライン化したわけです。いずれにしろ、反面調査は、納税者の金融プライバシー権と深くかかわってきます。日本国憲法(憲法)は、13条で「すべての国民は、個人として尊重される。」と定めています。納税者は、憲法13条のもと、「自己情報のコントロール権」を有すると解されています。

NTT/国税庁の納税者の預貯金等金融取引照会/回答業務オンライン化は、課税庁が納税者の金融プライバシーを常時監視する新たな常態(ニューノーマル/新常态)をつくりあげるものです。NTT データのデジタルプラットフォームを介在させた取引照会・銀行調査のオンライン化にあたっては、金融機関に口座を持つ納税者本人に対しても適正な手続が確保される必要があります。

でないと、NTT データの pipitLINQ/ピピットリンクは、“国民/納税者の権利を常時侵害するツール”と化してしまいます。「客観的必要性」のない取引照会・銀行調査が頻繁化し、納税者の金融プライバシーや「自己情報のコントロール権」をむしばむ監視税務行政、デストピア税務行政が横行して、手が付けられなくなることが危惧されるからです。

仮に取引照会・銀行調査のオンライン化を認めるとしても、NTT データのピピットリンク(取引照会・銀行調査デジタルプラットフォーム)に納税者の参加を認める制度設計が必要です。違法な取引照会・銀行調査をスクリーニング(チェック)できる仕組みをシステムに織り込む必要があります。でないと、取引口座保有者である納税者は、取引照会・銀行調査から完全に排除され、「自己情報のコントロール権」を失い、自己の金融プライバシーを護れなくなってしまう。

ちなみに、近年、アメリカでは反面調査手続改革を実施し、手続への納税者本人の参加が実現しました。すなわち、連邦課税庁(内国歳入庁/IRS)は、原則として、反面調査(TPC)に先立つ少なくとも45日前に納税者本人に事前通知をしなければならなくなりました。加えて、課税庁(IRS)は、定期的にまたは納税者本人の求めに応じ、反面調査の結果を提供しなければならなくなりました。この改正は、2019年8月16日から実施されました。

NTT データと国税庁による情報主体である国民・納税者を排除した金融取引照会

デジタルプラットフォーム・ビジネス・モデルを黙認してはなりません。仮にオンラインによる金融取引照会システムを時代の流れとして容認するにしても、国民・納税者参加型のモデルを求めなければなりません。国民・納税者排除型のオンライン化モデルにストップをかける必要があります。

にもかかわらず、税界には、クライアントの側に立ってこの問題を精査する積極的な動きはありません。アメリカの例を参考に、オンライン銀行照会にかかる納税者本人等に対する事前通知や反面調査先/アクセス履歴閲覧権、事実行為である反面調査に異論のある納税者の駆け込み救済制度の整備・法制化を急ぐ必要があります。この場合、現行の納税者支援調整官制度を見直すのも一案です。

立法論としては、国民・納税者の金融プライバシーを護るために、国税通則法や地方税法に「オンライン取引照会にかかる納税者等への事前通知」(仮称)のような規定の挿入、あるいは年 6,000 万件にも及ぶ国の機関や自治体による金融機関照会の適正化を目的とした「金融機関口座情報照会手続法/条例」(仮称)の制定にこぎつける必要があります。TC フォーラムの力量が試されています。

菅政権は、コロナ禍にもかかわらず、「自助」や「デジタルファースト」を旗頭に、人権ゼロの中国型のデジタル監視国家づくりに猛進しています。この政権にとり、「デジタル・ガバメントはハイテク監視国家」を意味します。「デジタル化推進に国民・納税者の権利が邪魔なら法律で排除すればよい」の手法です。この政権にとり“法の支配”は、“権利を潰すために法律を使う”ことを意味します。まさに、中国が香港に取る手法と同じです。こうした政権では、デジタル庁は、「デジタル公安調査庁」に様変わりするのも時間問題といえます。

この人権には無関心の政権の出現で、国民の生存権や納税者の権利は、風前の灯になってきています。マイナンバー(個人番号)の取得の強制や銀行口座への付番に加え、納税者の金融取引データの照会/回答業務のオンライン化、銀行の税務調査の下請け機関化などで、この国の形は歪んできています。「人権あつてのデジタル化」が国是でなければいけません。

今回の実証実験は、まさに、コロナ禍のような大災害時を急進的な改革の好機ととらえる「大災害便乗型資本主義(disaster capitalism)」、「ショック・ドクトリン政治」の典型といえます。

◎報告に対する参加者討論のまとめ

- ① NTT データとタイアップした国税庁の銀行調査のオンライン化実証実験は、納税者の権利に重大な影響を及ぼす。こうした実証実験が、コロナ禍の最中に、国民/納税者がよく知らないところで粛々と進められていることに、恐ろしさを覚える。

- ② 国税庁と民間 IT 企業が、「効率化」を旗頭に、納税者の権利利益をないがしろにする形で実証実験を進めているのは健全ではない。納税者支援の現場では、税務署と交渉して、むやみやたらに取引照会、銀行調査をしないように歯止めをかけてきている。納税者の権利利益を抜きにした銀行照会のオンライン化は、こうした努力をムダにしかねない。
- ③ 銀行への反面調査のオンライン化については、納税者参加型の仕組みにする必要があると思う。同時に、違法または不当な反面調査に駆け込み救済を求められるように制度づくりをすすめる必要がある。TC フォーラムは、納税者支援調整官制度の見直しを積極的に提言すべきだと思う。しかし、納税者支援調整官制度を知らない納税者や納税者団体が多いのではないか。現行の制度を積極的に活用し、制度改革の必要性を訴える運動が必要なのではないか。
- ④ 事務所の税理士が、調査官から、銀行照会の日時や時間まで入った照会結果を見せつけられたが、その銀行がオンライン照会に応じていることが認識できる実例が身近にあった。
- ⑤ 近年は、銀行が、口座を集約する中央センターを置いていることが多く、臨場の場合も含めて、銀行照会は、そうしたセンターに行っている実例が増えているように思われる。これに伴い、銀行調査・取引照会の形も変化してきているのではないか。今般のコロナ禍で、税務署による資料せんの請求方法への変化を感じている。こうした資料せんの責任所在、発行理由など明確にするためには、調査手続や反面調査手続のさらなる透明化・適性化が急がれる。また、Zoom のような配信ツールを使ったオンライン税務調査が増える兆しもみられる。これに伴い、納税者が税務調査を録音/録画すれば、調査を打ち切り推計課税で対応してくる、という従来の課税実務が変容せざるを得ない状況が生まれてきているように思える。コロナ禍で、税務署の合理化も進むのではないか？
- ⑥ 本日の報告を聴くまで、銀行照会のオンライン化がここまで進んできているとは知らなかった。銀行口座のマイナンバー紐づけなどを含め、監視国家化の動きにどう歯止めをかけるか、難しい状況にあることを認識できた。と同時に、TC フォーラムの運動がこうした税務のデジタル化問題に臨機に対応できる態勢づくりも、重い課題だと認識できた。
- ⑦ エストニアを視察したことがあったが、今回の報告は、デジタル化により税務専門職が業として成り立たない時代を予見できるようにも感じた。
- ⑧ 今後、デジタル化というよりは、税務調査の自動化、AI(人工知能)の活用で、税務行政はガラリと変わると思う。この場合、AI にインプットするアルゴリズム(情報処理手順)が重要になると思う。例えば、調査の必要性について、AI に「客観的必要性のない調査は違法」という公理をインプットすると、「主観的必要性があれば調査をしても違法ではない」という公理をインプットするのでは、AI の判断結果は異なってくる。名古屋税理士の集りの講演で、こうした AI にインプットするアルゴリズムの話をした。そしたら、聴き手の 1 人が手を挙げた。ドイツの税理士会を訪問したときに、AI のアルゴリズムの話の講演で、演者が、「AI にインプットするアルゴリズムを精査するのが税理士会の重要な仕事である」といわれたものの、そのときはさっぱりわからなかったそうである。私の話を聴いてはじめて理解できた

といていた。わが国の税界は、デジタル化が極端に遅れていて、絶滅危惧種のなるとの心配が現実になるのが危惧されるところでもある。

- ⑨話を戻すが、たしかに税理士制度のない国も多い。エストニアも、その1つだ。こうした国々では、会計士が税務を行っている。税理士制度のあるわが国と何の前提条件も付けずに制度比較するのは慎重になる必要があると思う。ちなみに、エストニアは、人口 130 万程度の小規模の都市国家である。日経新聞などが、政府のデジタル化計画や IT 企業のちょうちん持ちのような記事を書くときに、エストニアの例をよく引用する。しかし、横浜市(375 万人)にもはるかに及ばない超小国である。この国を例に電子政府モデルや IT 化の成功例として論じるのは誤りである。わが国のような規模の人口を有する国のデジタル国家化は、省庁の役人や政府、IT 企業の PR 紙と揶揄される日経新聞の記者が妄想するほどうまくはいかない。
- ⑩エストニアは、IC カードをツールにしたデジタル国家の実現に成功した国といわれる。しかし、IC カードを使う電子政府(ポータルサイト、わが国の場合はマイナポータル)は、古いモデルだ。スマホ全盛時代に、PC(パソコン)+IC カード+IC カードリーダーを使ってマイナポータルにログイン(アクセス)するモデルはすでにガラパゴス化/陳腐化している。マイナンバーIC カードを使ってログイン(アクセス)するわが国の電子政府モデル(マイナポータル)は、必ず失敗すると思う。住基 IC カードを使った住基ネット(電子政府/e-Japan)と同じ運命をたどるのではないか。政府は、現在、必死にマイナンバーIC カードを国民に取得させている。しかし、これは、PC+IC カードリーダー(電子認証/公開鍵)を使ってログインする電子政府モデルにしがみついているためでもある。電子政府で提供するメニューは貧弱で、体をなしていない。いずれ「もんじゅ化」する。電子認証機能をスマホやタブレットなど移動端末(モバイル端末)に挿入するなどして、こうした端末から電子政府(マイナポータル)にログインする仕組みに改修せざるを得ないはずだ。IC カード主流の時代が終わり、モバイルスイカ、モバイル T ポイントなどの激流を乗り越えるのは至難だ。いずれ、マイナンバーIC カードは産業廃棄物になるはずだ。
- ⑪となると、結局、マイナンバーIC カードは、国民登録証(国定 ID カード)、国内パスポートとして利用するしかない運命をたどるのではないか？
- ⑫オーストラリアでは、スマホ全盛時代を先読みし、はじめからマイナンバーのような背番号や電子証明書(公開鍵)が格納された IC カードを使う電子政府(My Gov.)モデルを採用しなかった。アマゾンや楽天のような民間のデジタルプラットフォームと同じように、当初からパスワードを使ってログインする仕組みを採用した。オーストリア国税庁(ATO)を訪ねた折、日本の電子政府、政府のデジタルプラットフォームであるマイナポータルが、IC カード(マイナンバーカード)を使ってログインするモデルだということを知っていて、Japan はどうして古いモデルの電子政府ポータルサイトにこだわっているのかわからない、と首をかしげていたのを覚えている。

- ⑬政府は、必死になってマイナンバーICカードの普及をはかっている。しかし、スマホ主流時代の電子政府(政府ポータル)には、マイナンバーカードは不具合だ。スマホ世代が台頭してきて、いずれは無用の長物になるのは時間の問題だ。血税のムダ遣いの際たる例だ。
- ⑭厚労省は、21年3月から医療の健康保険証をIC仕様のマイナンバーカードで代用をはじめ。その一環として、マイナンバーカードを使って診療開始時の本人確認と保険資格確認をオンラインで行えるようにする。マイナンバーカードを使ったオンライン顔認証式保険資格確認システムは、顔認証機能付きICカードリーダーを使い、患者のマイナンバーカード内のICチップを読み込み、オンライン資格確認を行うシステムだ。全国22万カ所の医療機関や薬局に、顔認証機能付きICカードリーダー(読取機)を無償提供して導入を促す。22年度中には全国のほぼすべての医療機関などで対応できるようにする計画だ。いわば「全国的な生体認証式国民監視カメラシステム網」を構築するようなものだ。公道上のNシステムならぬ、いわば「Mシステム」を医療機関や薬局などに設置するようなものだ。この計画は、政府・厚労省のよる、診療開始時の本人確認と保険資格確認を口実とした「国民の顔認証データのマイナンバー管理[M]システム」の“裏口導入”だ。つまり、国民にはよく説明をしないまま、密かな国家による大規模な生体認証データの収集・利用計画である。国民の顔認証情報の裏口収集に向けた医療機関の総動員計画である。
- ⑮アメリカでは、近年、生体認証情報収集・利用の法規制を強めている。生体認証情報を収集するにあたり、事前に本人に利用目的、収集と保存の期間を通知し、個別に同意を得ていること(オプト・イン方式)を要件としている。つまり、嫌な人は個別に申し出て収集に協力しなくともよいとするやり方(オプトアウト方式)は違法とされる。EU(欧州連合)も、同じような方向だ。わが国は、先進諸国の生体認証のプライバシー保護の作法を学ぶべきである。
- ⑯パンデミック禍の最中に誕生した菅政権は、「新自由主義者/リバタリアン万歳!」の旗立てて、「自助」、「規制撤廃/行革」、過激な「行政のデジタル化」ファーストと言い出した。超高齢化するこの国で、デジタルデバイド(情報技術格差)に対する配慮、プライバシー権をはじめとした人権の保護は二の次。そして、500人を超える定員のデジタル庁を創設、平井IT担当相のような大手IT企業と深い関係を有する御仁を登用した。
- ⑰政府は、IT利権とスクラムを組んでマイナンバー(国民総背番号)を汎用し、生体認証情報や医療機関などに設置されるMシステムで常時人権を蝕む中国のような「デジタル監視国家化」を一気に進めようとしている。デジタル監視で「プライバシーが丸裸にされても、悪いことしていなければ怖がることはない」というかもしれない。しかし「隠すことがあるから人間なのである」。「人間である証は基本的権利(人権)がある」ということである。このままでは、人権を語らずに進むデジタル庁は、「デジタル公安調査庁」に様変わりするのは時間の問題である。
- ⑱デジタル化をうたい文句にした政府のなりふり構わない危ないマイナンバーカードの普及策は、まだまだ続く。運転免許証のマイナンバーカード化、預貯金口座のマイナンバー管理も詰めに入っている。2020年11月27日に開催された政府のデジタル・ガバメント会議で

は、「本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを設け、預貯金口座への付番を推進。加えて、相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを新たに設けることを検討」することをうたっている。この案では、政府のデジタルプラットフォームであるマイナポータルや新たに預金保険機構にデジタルプラットフォームを設け、それらを介にして、国民・納税者が、自己や被相続人(故人)の金融口座の所在や情報を受け取れることになる仕組みの導入を提案している。コロナ禍をショック療法のチャンスと捉える国の役人主導による、デジタル監視国家づくりにストップがかからない。菅政権が唱える人権ゼロのマイナンバー(私の背番号)を際限なく汎用したデジタル監視国家づくりを容認すれば、この国はデストピア(暗黒郷)になる。

- ⑭人権を大事にする野党には、もっとデジタルに強くなって欲しい。政府は、全国民の人権/究極のプライバシーである生体認証情報を、マイナンバーを使って国家管理しようとしているのである。政府追及の矛先を、「桜」や「吉川」問題などリアルの問題だけではなく、人権を蝕む「オンラインのデータ監視国家計画」などデジタル問題に精鋭化して欲しい。

* * * *

- ①納税者支援調整官の活動に関する情報開示請求による情報データを得るまで時間がかかると思う。2月は、確定申告期と重なるので政策勉強会お休みとしたい。確定申告が終了した頃を見計らって勉強会を再開させたい。次回【第6回】は、岡田俊明税理士(TCフォーラム運営委員)にお願いすることにしたい。広く一般会員の参加をいただき、「2021年度の税制改正を読み解く」と題して報告をお願いしたい。
- ②次回【第6回】勉強会は、2021年3月25日(木)午後3:00～。
- ③事務局は、できるだけ速やかに一般会員の電子メールアドレスの収集の務め、Zoom 配信ツールを使ったオンライン報告会を開催できる準備をすすめて欲しい。加えて、TCフォーラムのHPで公開が可能な方法で、報告会の録画技術の習得の務めていただきたい。

* TCフォーラムの会員で、オンライン政策勉強会にオブザーバーとして聴講を希望する方は、TCフォーラムの事務局にご連絡ください。また、会員の推薦のある方も、聴講の希望があれば参加できます。事務局から招待状をメールで送付します。ただ、ZOOMでの招待者数にはリミットがあり、ご希望のそえないこともあります。あらかじめご了解ください。